# 兵庫県立高砂高等学校いじめ防止基本方針

### 1 学校の方針

建学の精神「敬愛・勤勉・奉仕」のもと、生涯を通じて主体的に学ぶ意欲や態度・能力を身につけ、人と社会に貢献できるこころ豊かな人づくりを進める。

全ての生徒が安心して学校生活を送り、有意義で充実した様々な活動に取り組むことができるよういじめ防止に向け、日常の指導体制を整備し、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切にかつ速やかに解決するための「学校いじめ防止基本方針」を定める。

## 2 基本的な考え方

本校は、大正 12 年に高砂市立高砂実科高等女学校として創立し、令和 5 年度、創立 100 周年を迎えた。 この歴史と伝統を継承し、地域住民の期待に応える魅力ある学校づくりを推進する。

基礎・基本の定着と課題を解決する力の育成を図り、併せて類型等の選択を通して、多様な能力と個性の伸長を図る。また、地域との交流を積極的に図るとともに、保護者、地域の方々の教育活動その他の学校運営に対する理解と参画を得て、信頼される開かれた学校づくりの教育活動に取り組んできた。いじめについては、「いじめは、どの学級にも学校にも起こり得る」という認識をすべての教職員が持ち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる。「いじめを生まない土壌づくり」に取り組むために、以下の指導体制を構築し、いじめの防止等を包括的に推進する。

#### 3 いじめ防止等の指導体制等

#### (1)日常の指導体制

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、管理職を含む複数の教職員、心理等に関する 専門的な知識を有するその他関係者により構成される日常の教育相談体制、生徒指導体制などの校 内組織及び連携する関係機関を別に定める。

また、教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が生徒の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さず、早期発見のためのチェックリストを別に定める。

#### (2) 未然防止及び早期発見のための指導計画

いじめの防止の観点から、学校教育活動全体を通じて、いじめの防止に資する多様な取組を体系的・計画的に行うため、包括的な取組の方針、いじめの防止のための取組、早期発見の在り方、いじめへの対応に係る教職員の資質能力向上を図る校内研修など、年間の指導計画を別に定める。

### (3) いじめを認知した際の組織的対応

いじめの疑いに関する情報を把握した場合やいじめを認知した場合は、情報の収集と記録、情報の共有、いじめの事実確認を行い、迅速にいじめの解決に向けた組織的対応を別に定める。

## (4) ネットいじめへの対応の充実

スマートフォン等によるネットいじめの増加に対応するため、情報モラル教育の充実を推進する。 また、学校との連携の下、法令等に規定された保護者の責務に関する理解を深め、インターネット やスマートフォンなどの使用時間や活用方法等について、家庭のルールづくりを行い、実行するこ との理解を求める。

### 4 重大事態への対応

### (1) 重大事態とは

重大事態とは、「いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」で、いじめを受ける生徒の状況で判断する。本校の場合、たとえば、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合などのケースが想定される。

また、「いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合と認めるとき」であるが、「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、事案により学校が判断する。

また、生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、校長が判断し、 適切に対応する。

#### (2) 重大事態への対応

校長が重大事態と判断した場合、直ちに、県教育委員会に報告するとともに、校長がリーダーシップを 発揮し、学校が主体となって、いじめ対応チームに専門的知識及び経験を有する外部の専門家である保護 司等を加えた組織で調査し、事態の解決に当たる。

なお、事案によっては、県教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力する。

### 5 その他の事項

誰からも信頼される学校を目指している本校は、開かれた学校となるよう情報発信に努めてきた。いじめ防止等についても、地域とともに取り組む必要があるため、策定した本方針については、学校のホームページなどで公開するとともに、保護者会、三者懇談などあらゆる機会を利用して保護者や地域への情報発信に努める。

また、いじめ防止等に実効性の高い取組を実施するため、本方針が、実情に即して効果的に機能しているかについて、「いじめ対応チーム」を中心に点検し、必要に応じて見直す。本方針の見直しに際し、学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から、生徒の意見を取り入れるなど、いじめの防止等について生徒の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意する。また、地域を巻き込んだ学校の基本方針になるように、保護者等地域からの意見を積極的に聴取するように留意する。